

昭和四十一年三月二十二日(火曜日)

午前十一時三十分開議

出席委員

委員長 大久保武雄君

理事 上村千一郎君

理事 小島 徹三君

理事 坂本 泰良君

理事 鍛冶 良作君

理事 四宮 久吉君

理事 千葉 三郎君

理事 馬場 元治君

理事 神近 市子君

出席國務大臣

法務大臣 石井光次郎君

國務大臣 安井 謙君

出席政府委員

検事(大臣官房司法法制調査部長) 鹽野 宜慶君

委員外の出席者

総理府事務官(人事局参事官) 秋吉 良雄君

判事(最高裁判所事務総局人事局長) 矢崎 憲正君

専門員 高橋 勝好君

同日

委員佐藤次郎君辞任につき、その補欠として佐藤次郎君が議長の名で委員に選任された。

同日

委員佐藤次郎君辞任につき、その補欠として佐藤次郎君が議長の名で委員に選任された。

同日

委員佐藤次郎君辞任につき、その補欠として佐藤次郎君が議長の名で委員に選任された。

同日

委員佐藤次郎君辞任につき、その補欠として佐藤次郎君が議長の名で委員に選任された。

同日

委員佐藤次郎君辞任につき、その補欠として佐藤次郎君が議長の名で委員に選任された。

同日

委員佐藤次郎君辞任につき、その補欠として佐藤次郎君が議長の名で委員に選任された。

同日

委員佐藤次郎君辞任につき、その補欠として佐藤次郎君が議長の名で委員に選任された。

同日

委員佐藤次郎君辞任につき、その補欠として佐藤次郎君が議長の名で委員に選任された。

同日

委員佐藤次郎君辞任につき、その補欠として佐藤次郎君が議長の名で委員に選任された。

同日

委員佐藤次郎君辞任につき、その補欠として佐藤次郎君が議長の名で委員に選任された。

治山作君が議長の名で委員に選任された。

同日

委員鍛冶良作君辞任につき、その補欠として森下元晴君が議長の名で委員に選任された。

同日

委員鍛冶良作君辞任につき、その補欠として森下元晴君が議長の名で委員に選任された。

同日

委員鍛冶良作君辞任につき、その補欠として森下元晴君が議長の名で委員に選任された。

同日

委員鍛冶良作君辞任につき、その補欠として森下元晴君が議長の名で委員に選任された。

同日

委員鍛冶良作君辞任につき、その補欠として森下元晴君が議長の名で委員に選任された。

同日

委員鍛冶良作君辞任につき、その補欠として森下元晴君が議長の名で委員に選任された。

同日

委員鍛冶良作君辞任につき、その補欠として森下元晴君が議長の名で委員に選任された。

同日

委員鍛冶良作君辞任につき、その補欠として森下元晴君が議長の名で委員に選任された。

同日

委員鍛冶良作君辞任につき、その補欠として森下元晴君が議長の名で委員に選任された。

同日

委員鍛冶良作君辞任につき、その補欠として森下元晴君が議長の名で委員に選任された。

同日

委員鍛冶良作君辞任につき、その補欠として森下元晴君が議長の名で委員に選任された。

同日

委員鍛冶良作君辞任につき、その補欠として森下元晴君が議長の名で委員に選任された。

同日

委員鍛冶良作君辞任につき、その補欠として森下元晴君が議長の名で委員に選任された。

同日

委員鍛冶良作君辞任につき、その補欠として森下元晴君が議長の名で委員に選任された。

同日

委員鍛冶良作君辞任につき、その補欠として森下元晴君が議長の名で委員に選任された。

同日

委員鍛冶良作君辞任につき、その補欠として森下元晴君が議長の名で委員に選任された。

同日

委員鍛冶良作君辞任につき、その補欠として森下元晴君が議長の名で委員に選任された。

同日

委員鍛冶良作君辞任につき、その補欠として森下元晴君が議長の名で委員に選任された。

同日

委員鍛冶良作君辞任につき、その補欠として森下元晴君が議長の名で委員に選任された。

同日

ので、国家公務員法の規定の適用は受けないことになっております。

○横山委員 高等裁判所の裁判官はいしは他の職から最高裁の裁判官になる前に、本法によれば、特別職を一たん辞職をする、そして退職金をもらい、こいうふうな理解してよろしいですか。

○鹽野政府委員 高等裁判所その他下級裁判所の裁判官から最高裁の裁判官におなりになった者につきましては、高等裁判所の裁判官から最高裁の裁判官におなりになるその前日に退職したというふうに見まして退職手当を計算するわけでございます。

○横山委員 最高裁の裁判官も特別職でございますね。

○鹽野政府委員 御指摘のとおりでございます。

○横山委員 特別職から特別職になると身分上は同様である、けれども一ぺんやめなければならぬというの、どうい理由ですか。

○鹽野政府委員 御指摘の点でございますが、「退職したものとみなす」というのは、退職手当の計算上そういうふうになす、こいうことでございす。今回の特別法は、御承知のとおり、最高裁の裁判官の地位の重要性、特殊性、さらにはまた任命の実情等にかんがみまして、最高裁の裁判官としての在職の期間につきましてこのように百分の六百五十という高い率を認めただけでございます。したがって、御承知のとおり、一般の退職手当法によりまして、最後の俸給——裁判官の場合には報酬でございますが、報酬月額を基礎といたしまして、それに従来勤続年数を一定の比率によつてかけ合せて退職手当の金額を算出する、こいう方法になつてゐるわけでございます。その点は横山委員御承知のとおりでございます。今回の特別法は、先ほど申し上げましたように、最高裁の裁判官の特殊性に基づきまして

その勤続期間について特別の高い退職手当の率を認める、こいう形にいたしましたために、その前の勤続期間につきましても普通の場合と同じように一律にかけ合わせるということが計算上できないこととなるわけでございます。そこで退職手当の計算をするにつきまして、最高裁の裁判官につきましては、最高裁の裁判官をおやめになるときに、最高裁の在職期間についての手当を差し上げる、それ以前の分につきましては、先ほど御指摘のように最高裁の裁判官に入前に退職したものとみなして、それ以前の分を計算するこいうふうな計算が二本立てになる、こいうことでございす。

○横山委員 この「みなす」ということは、退職手当の期間通算の問題に対してだけあります。ほかにもみなすものがありますか。

○鹽野政府委員 退職手当の計算についてだけみならず、こいうことであります。

○横山委員 通算をするものは、ほかにはどういふものがありますか。

○鹽野政府委員 ちょっといろいろな例を思いつかないわけでございますが、退職年金につきましては通算することになるわけでございます。

○横山委員 退職年金という共済組合のことで

○鹽野政府委員 共済年金の趣旨でございます。

○横山委員 ほかに通算するものは何もありませんか、いろんな問題で。とにかくやめたんだ、やめたんだけれども——辞令は出るのでしょう。特別職をやめて退職をするという辞令は出ないので

○鹽野政府委員 退職するといふ辞令は出ないわけでございます。

○横山委員 そりすると、退職はせぬけれども、退職はしたという措置を、退職金だけについて、

第一類第三号 法務委員会議録第十七号 昭和四十一年三月二十二日

第一類第三号 法務委員会議録第十七号 昭和四十一年三月二十二日

第一類第三号 法務委員会議録第十七号 昭和四十一年三月二十二日

第一類第三号 法務委員会議録第十七号 昭和四十一年三月二十二日

第一類第三号 法務委員会議録第十七号 昭和四十一年三月二十二日

第一類第三号 法務委員会議録第十七号 昭和四十一年三月二十二日

第一類第三号 法務委員会議録第十七号 昭和四十一年三月二十二日

第一類第三号 法務委員会議録第十七号 昭和四十一年三月二十二日

第一類第三号 法務委員会議録第十七号 昭和四十一年三月二十二日

第一類第三号 法務委員会議録第十七号 昭和四十一年三月二十二日

第一類第三号 法務委員会議録第十七号 昭和四十一年三月二十二日

第一類第三号 法務委員会議録第十七号 昭和四十一年三月二十二日

第一類第三号 法務委員会議録第十七号 昭和四十一年三月二十二日

第一類第三号 法務委員会議録第十七号 昭和四十一年三月二十二日

第一類第三号 法務委員会議録第十七号 昭和四十一年三月二十二日

第一類第三号 法務委員会議録第十七号 昭和四十一年三月二十二日

第一類第三号 法務委員会議録第十七号 昭和四十一年三月二十二日

第一類第三号 法務委員会議録第十七号 昭和四十一年三月二十二日

第一類第三号 法務委員会議録第十七号 昭和四十一年三月二十二日

第一類第三号 法務委員会議録第十七号 昭和四十一年三月二十二日

第一類第三号 法務委員会議録第十七号 昭和四十一年三月二十二日

第一類第三号 法務委員会議録第十七号 昭和四十一年三月二十二日

第一類第三号 法務委員会議録第十七号 昭和四十一年三月二十二日

あとは転勤、あるいは昇職というかつこうになるわけですね。

○矢崎最高裁判所長官代理者 最高裁の裁判官におなりになります場合は、裁判官からおなりになる方も、検事からおなりになる方も、それからほかの公務員から直接おなりになる方も退職ではございませんで、憲法に基づきまして内閣で任命されまして、天皇が認証されるという事で任命されておまして、すべてに通じまして退職という辞令は出ないというように承知いたしております。

○横山委員 だから退職ではない。一べん退職をして、一日であろうと野に下つて、それから最高裁裁判官になるという事でなく、俗に言へば、昇職、何号とかに昇職させるとは辞令で書いてないのです。長崎地方裁判所から東京高等裁判所の判事に補すという事になるだけではないですか。何が違うのですか。

○矢崎最高裁判所長官代理者 下級審の裁判官も、それから検察官、それから公務員からおなりになる方も、おやめになるときに退職という辞令をもらつて、そして最高裁にお入りになるのではなくて、やはり当然そこで切れて、そして新しい任命行為が行なわれるというように承知いたしておるわけでございます。

○横山委員 私の言うのは、退職年金、つまり共済組合の年金制度を例に引けばわかる。それは明らかに継続されておる。いま鹽崎さんの言うように、従来は身分上は特別職として継続されておるといふものを、ここでやめたと見なして退職年金を出して、そして新たに最高裁裁判官になった場合には、新しい退職金の年限を初めから始める、こういうことなら、これは退職じゃないか、こういうことなんです。ところがそうではなくて、退職金だけはやめたことにして年金だけはやめないようにする、そんなかつてなことがありますか。やめたらやめたじやないですか。年金もなぜ払わぬのか。これは一体どういう理屈でそんなかつてなことができるのですか。

○矢崎最高裁判所長官代理者 退職年金の関係で申し上げますと、たとえば中二日おきまして、あるいは中五日おいて、そして最高裁の裁判官に任命されました場合も、共済組合の年金関係については引き続き、ずっと継続して年限は計算されるという事になるわけでございます。違ひの、退職手当については違ひは違ひですけれども、退職年金についてはいづれにしても同じように通算されるという事になります。

○横山委員 それがかつてじゃないかというのです。年金だけは通算する、退職金だけはこでしめいだ。そして一べん銭出して、また新しく始めます。年金の通算方式と退職金の通算方式は一貫した原理に基づいてやらなければいかぬ。片一方だけはこで打ち切りで金をやる、片一方は通算をする。そんなかつてなことがあるかというのです。

○鹽野政府委員 下級裁判所から最高裁判所の裁判官になる者につきましては、その切りかえのときに、退職手当を一度もらつて、それから最高裁所へ退職するときにまた別の退職手当をもらうというところとか、こういう御趣旨のように承りますが、先ほど御説明いたしましたように、今回の退職手当の特例法は、最高裁所の裁判官の在職期間について特例を認めたものでございます。したがしまして、下級裁判所の裁判官当時の在職年限を、これにかけ合わせていくという計算がでないことにならなければなりません。それで下級裁判所あるいは国立の大学から来られた方もあるわけでございますが、その前歴のほうはそれでは計算に入らないから切り捨てるか、こういう問題が出るわけでございます。これはすでにそこまできでいる間

に二十年、三十年と長い期間国家公務員としておつとめになつておるわけでございますから、その期間を単純に切り捨てる、こういう計算をするわけにもいかないわけでございます。それは一般国家公務員の退職手当との振り合ひにおきまして、これを切り捨てるという事になりますと、そういうような方々には非常に不利益なアンバランスを生じる、こういうことになるわけでございます。そこで最高裁所の裁判官としての在職期間につきましては、この特例によつて計算いたしますが、その前職歴につきましては、一般国家公務員の退職手当法に基づきまして計算して、その分の退職手当を差し上げようというのがこの案の考え方でございます。

○横山委員 案の考え方を聞いておるわけではないうのです、理論を聞いておるのです。片一方だけはずっと通算するが、片一方はこでやめたこととして退職金を払つて通算しないという理屈がどこから生まれるかといつて聞いておるのであつて、案の説明を受けておるのではない、案がそうなつておることは承知をしてから、おかしいじやないか、通算の論理というものはそんなものじやないのじやないか、こう言つておるわけだ。

○鹽野政府委員 最高裁判所の在職期間につきましては、特例を設けましたので、その前職歴につきまして別に計算するのが理論的に相当であるといふふうに考えられております。

○横山委員 特例の論理は何かといつて聞いておるのです。あなたは、特例を踏まえて、特例がこつたから当然だといつたら説明にならない。その特例の論理を聞いておる。片一方は通算する。片一方はやめたをみなす。——やめたらすべての問題がなくなつていかなければならぬ。やめたら一べん大掃除をして、そして白紙で最高裁所の裁判官になるのなら話がわかるけれども、こつちのほうはやめはせぬ、こつちのほうはやめた、双方とも都合のいいものだけとつていこうというのはいさぐさな感じがしないか、こういうことを言つておる。

○鹽野政府委員 今回の特例法の趣旨につきましては、もう前会にも御説明いたしましたので、特段にあらためて御説明する必要もないかと存じます。が、要するに、最高裁所の裁判官の特殊性に基づきまして、このように特例を設けたものでございまして、そこでのような特例を設けます関係上、前職歴については理論的に別途計算する、こ

ういうことになるわけでございます。

○横山委員 あなたはしゃべりながら——同僚諸君の顔を見てください。まずいじやないか、横山委員の質問と歯車がかみ合わない、みな横向いたりつ向いたりして、恥ずかしそうな顔をしていゝる。鹽野さん、あなたもわかるでしょう。私の問いに答えていない。この法案の説明だけでも、そんなこと質問する以上わかっているのだから、わかっている法案の説明を聞いておるのではない。これは全く水かけ論で、私が納得してないといふことだけはあなたもおわかりでしょう。私が納得してないといふことはおわかりでしょう。どうですか。

○鹽野政府委員 私の御説明で御納得いただけると思つておりましたが、説明が不備なためにまことに申しわけない、こういうふうにお考えしております。

○横山委員 もうあきれてよう言わぬという顔を

してござる。大臣いらつしやいましたから、この間あなたちよつといらつしやつただけだから、私の主張といふものがわかつていただけなかつたので、ひとつ大臣にお伺いしますけれども、とにかくこれは最高裁所の裁判官だけ六・五倍、べらぼうな額なんです。私はべらぼうなといふことばを使ひましたけれども、絶対いかに言つておるわけじやない。私のよつて立つ立場というのは、公平論を言つておるわけなんです。最高裁所の裁判官と検事総長とは、歴史的に給料も一揃、そして常に均衡はどあるべきかといふことがわれわれの頭から去らぬわけなんです。どのくらいの均衡がいいかは議論があるけれども、それをなさずに片一方をきめると問題が起るぞという意味において、常に頭を去らぬわけなんです。今回片一方は六・五倍に上がるけれども、片一方の検事総長は倍りつ放しなんです。それで先般法務政務次官に、どうなさるかと言つて聞いたところ、何かウナギをつかまえるようなもので、ちつともはつきりしたことをおつしやらぬわけなんです。

そこで法務大臣に、まず第一問としては、常にかの最高裁の裁判官と検事総長というのは、同じような立場とは言わぬけれども、同じように考えなければならぬと思つておつたのだが、一体どうするつもりですかというのを伺いたいのです。

○石井国務大臣 ただいまお話しのように、最高裁の判事と検事総長は、その職責のぐあいにあきまして、その大きさと申しますか、大体同じようなものだといふことで扱つてきておつたと思つております。そのとおり私ども思つておるわけでございます。このたびこの最高裁の判事の退職金の問題が大きい躍進したと申しますか、多額の金を出していただくという法案を提出いたしましたのは、最高裁の判事の任用等につきましても、また最高裁の判事というものの地位をりつぱに確保していくという立場から考へまして、どうしてもこういふふうにせざるを得ぬじやないかということも私も考へまして、これに賛成したわけでございます。

そうしますと、検事総長をどうするかという問題が起るわけでございます。それならばすぐに最高裁の判事と同様に検事総長の退職金も改めるといふことができるかと申しますと、そう簡単にはいかないのじやないかと思つております。俸給が現在において両方とも国務大臣と同じように扱われておりますように、退職金につきましても何とかして検事総長をもつと優遇する道を講じていただきたいといふことを私も考へておるわけでございます。その問題は、この際に出まいていりませんけれども、やがて私も研究いたしまして、皆さま方にお願ひする時を持ちたいと思つておるわけでございます。

○横山委員 大臣は、お説みになつておるかどうか知りませんが、臨時司法制度調査会意見書は、終始一貫して検察官についても裁判官と、おおむねこれに準ずる趣旨であるという立場を貫いておるわけですか。あなたのお話を聞きますと、検事総長についても何とかさういふようにしたいといふとおつしやつておるが、これはえらい他人ごとですか。さつき理事会で、私は検事総長をここへ呼んでもらいたい、個々の事件じやない、検察行政の一環として、あなたばかりでなくて部下各検察陣の、鳴かぬホタルが身を焦がしてゐるやうな気持ちを聞きたいと言つたのだけれども、与党委員の皆さんは、みんな法務大臣に聞けばいいと言ひ。法務大臣に聞いたら、何か人ごとみたいな、さういふふうにならばいいことだといふやうなことで、あなたの責任じやないやうな、と言つては失礼かも知れませんが、何か、あなたに最高責任者として、それはいかぬ、意見書の趣旨に反するから、検事総長もあわせて何でもやらぬのだと言ひのが当然のことだと思ひのだけれども、どうなんですか。

○石井国務大臣 いままで給与の上で同じやうな扱いをやつておつたのでありますから、この際、退職金においても、検事総長を離すといふことは一歩後退せしめたといふふうにお考えになつたと思ひます。私は必ずしもそうは思つていないのであります。まず一つのものが解決すれば、それと同じやうな格にあるものは一歩おくれましてもそれについていく道ができたわけでございます。今度はできませんでしたけれども、この次は、皆さん方にもさういふお声が出てきたといふことは、やがてさういふ道を聞いていただくことができると思ひのわけでございます。この次にはさういふやうな方向に向かつて私は案を提出いたす機会を持ちたいと思つておるわけでございます。

○横山委員 これができれば、あとこれに就いて検事総長の退職金も上がるだろうとおつしやるけれども、そうなる、検事総長がやめたときに、将来法案が提出されて、ではこの間やめた検事総長も退職金を遡及してふやしてやろう、さういふことになりませんか。さうなればいいわけですか。

○石井国務大臣 ちよつといまおつしやつたことがよく……

○横山委員 つまりあなたは、ここで最高裁判所の裁判官が上げれば、将来検事総長も上がるとおつしやる。上がるなら、途中でやめた人はどうなるか。法案が出たときに、遡及してそれを救済してやるというなら私は納得するといふのです。

○石井国務大臣 私は、さういふやうな方向にあるといふのであります。これがあつたから、この者がもし途中でやめたらここに持つていくといふことは、それは法律ができなければならぬのでございまして、それまでに法律が間に合ひましたときはさういふことに適用を受けるでございまして、法律が間に合わないときには、やむを得ずそれは適用がないといふことになると思ひます。さういふことに落ちつくやうなことを考へたいと思ひます。

○横山委員 それではこの意見書に反するじやないですか。大臣、一べん読みましようかね。「裁判官の給与は、その職務と責任の見地から考へるほか、司法の独立を担保するといふ目的から考へるべき考慮されるべきものであり、その意味においては、裁判官の給与と制度は、司法制度の一環をなすものである。一方、検察官については、その職責が司法の重要な一翼をなすものであり、その任用資格も原則として裁判官と同一であること、以下給与と制度の問題の所在を説明するに当たつては、裁判官を中心として述べることとするが、検察官についても、おおむねこれに準ずる趣旨である。」と書いてある。さういふ文句は、この意見書のあらゆるところを流れておる一貫した思想なんですよ。そしていまあなたは、裁判官だけやつて検察官はいまちよつとほかつておくのだ、そのうちに何とかなるだろうといふたよりないことをおつしやる。そんなばかやうなことがあるかといふのです。何で検察陣も一緒にあわせて考へてやらないのか、さういふことを言つてゐるのですよ。

○石井国務大臣 その書いてあるとおりで間違ひはないと思ひます。私も検察官が裁判官に準ずるといふやうな心持ちでいままでも扱つてまいりましたし、これから先も扱つていくわけでございます。

います。扱つていくのでございまして、いまはないけれども、そのほうに向かつていく、そのときになりましたら、よろしくお願ひ申し上げます。さういふことを申し上げておるわけでございます。

○横山委員 ではそれまでにやめた人は、えらい損をする。石井さんがいつまで法務大臣やられるか知らぬけれども、それまではだめじやないですか。それともこの国会をり次の国会で、検察官についても鋭意努力して退職金の増額をはかる、さういふふうに断言していただくのですか。

○石井国務大臣 法律が出る前にやめれば、適用する道はないわけでございます。この問題は、裁判官と検察官と大まかにおつしやいですが、最高裁判所の判事と検事総長一人の問題だと思つております。検事総長は、まだ私はさういふ問題がすぐ起ると思ひませんが、その間に何とかいたしたいと思つております。

○横山委員 大臣、これはこの間よく引例したのですが、下級裁判所の裁判官が労働組合でも結成できておれば、検察庁に労働組合の結成ができなくなるなら、——こんなことは仮定の問題です。全然問題にならぬ問題でなければ、かりに声をあげられる体制があるなら黙つておきませんよ。最高裁の裁判官だけが六・五倍の退職金になる、わしらはいい、——決してそんなことを思つてゐる裁判官はいないはずですよ。そんなことを考へてゐる検察陣はないはずですよ。ところが、法務省や裁判所や検察庁の中は、ほかの省と違つて、上意下達の権力組織である。だから実際問題としてそんな不平や不満が表立つて言えぬ組織になつてゐる。ほかの省とは違ひます。もしもほかの省がこんなことをやつたら、かなえのわくがございすよ。けれども、この間政務次官や鹽野さんに聞いたら、いや、大体納得してゐるはずだと言ひ。鳴かぬホタルが身を焦がすといふことがあるけれども、最高裁の裁判官だけ六・五倍で、ほかの裁判官は上げる必要はないと言ひませんけれども、いつのことやらわからぬやうな話をされて、それであの諸君たちが納得すると思ひはうが間違つて

ある。だから私は、上げるのか上げぬのか、将来いつ上げるんだと言つてだめを押してあるわけだ。そうしたら法務政務次官は、それはその必要はあつたけれども、上げるか上げぬかわからぬ、こううだらしのない答弁でありますから、私は納得しないと言つてゐる。もしも意見書が尊重されてこの法案ができておるといふならば、必ず上げなければならぬはずだ。その必ずはいつかというのを迫つてゐるわけだ。上げるか上げぬかわからぬような話をされて、一体それでは下級裁判所の裁判官や、あるいは検察官の諸君は、何と思ひますか。あなたは最高責任者であるから、責任ある答弁をしてください。下級裁判所の裁判官の退職金は上げるのか上げぬのか、検察官に働く諸君のために、退職金は上げるのか上げぬのか。もしも鹽野さんが言うような、最高裁判所の特殊性で上げるといふならば、上げる必要はないのです。下級裁判所や検察官は上げる必要はない。そういう理屈だけだったら、つまりそれは上げぬということなんだ。それは明らかにこの意見書とは違ふけれども、いままでの説明によれば上げぬということだ、あの理屈から言うならば、最高裁判所の裁判官の特殊性にかんがみ六・五倍に上げるというのだから。だから、法務政務次官は、詰めていつたらうろろしちやつて、上げるか上げぬかわからぬとおつしやる。あなたはどうかですか。上げるか上げぬかわからぬのですか、上げるのですか、どつちですか。

○石井国務大臣 いま下級裁判所の判事の問題、それに關連して同じような検察官の問題にも及ぶわけでございます。この問題は、臨時司法制度調査会の答申にも強調されておる問題でございます。これは上げなくてはならぬ問題だと私は思つております。しかし、この問題に關連してくると、いろいろの問題があるわけでございます。それらの点を、どういふふうにして運んでいくかというふうなことを、いま研究中でございます。そういうふうなものがまとまりますれば、下級裁判所判事、並びに下級と申しますか、これに並ぶよ

うな検察官の昇給、待遇改善というやうな問題を必ず持ち出したい、こういうふうに私は思つております。○横山委員 問題を外へさらさないようにしてほしい。この法案に基づいて下級裁判所裁判官、並びに検察官、その退職金は法務大臣としては上げる方向で検討する、こういうわけですね。

○石井国務大臣 そのとおりです。

○横山委員 第二番目の質問に移りますが、大臣、本来この意見書は、私が言つた骨子で流れておるけれども、事、退職手当並びに年金については、問題の所在をはき違えておるのです。もう一べん念のために意見書の退職金の項を私は読みますけれども、「退職手当及び退職年金制度の改善。1 弁護士から裁判官（最高裁判所の裁判官を含む。）又は検察官となつた者が退職した場合に支給する手当について何らかの優遇措置を講ずることを考慮すること。2 弁護士から裁判官（最高裁判所の裁判官を含む。）又は検察官となり、一定期間在職した後退職した者についての共済組合年金制度の特例を設ける等の措置を講ずることを考慮すること。」とある。つまりこの二項は、弁護士から裁判官になつた者であるという問題の提起が第一。第二番目は、共済組合年金制度の特例をやれといつておるのだけれども、これはやつていないといふこと。第三番目は、何も最高裁判所の裁判官だけではない。「含む」と書いてあるのですから、すべての裁判官並びに検察官についていつておる。三つの問題があるわけだ。その意見書をどう読んだか知りませんが、この意見書はよくくらえといふわけで、最高裁判所の裁判官になつた者、しかも申しては悪いけれども、現職優先主義で、弁護士から裁判官になつた者よりも現職のほうが有利なやうなこの法案の出し方は意見書と全く違ふではないか、何を讀んでおるんだ。私の言つておるのはいかゞいふことな

んです。大臣、おわかりですね。あなたはこの法案を提案される最高責任者としてこの意見書をどういふふうにお読みになつたか、御意見を伺いたい。

○石井国務大臣 政府委員から答弁させます。

○鹽野政府委員 この問題は、臨時司法制度の項目としてあげておりますのは、この給与制度のところの二の「退職手当及び退職年金制度の改善」として掲げられてゐるわけでございます。しかしながら、臨時司法制度を流れております一貫した考え方、裁判官並びに検察官につきましての給与制度を改善していくということが、その一番大きな骨子になつてゐるわけでございます。そこで、今回は給与改善につきましていろいろの問題もございまいやうが、最高裁判所の裁判官の特殊性というところに着目いたしまして今回の特例法を立案した次第でございます。

さらに、前回にも御説明申し上げましたが、このやうな特例法を制定いたしますことによりまして、弁護士から最高裁判所にお入りになる方々につきまして、従来よりは格段の高い退職手当を支給することができるようでございます。その意味におきましてただいま御指摘の弁護士から裁判官になつた者についての退職手当の改善という趣旨もあわせて実現することができた、かように考へてゐるわけでございます。

○横山委員 この意見書の中で、最高裁判所の裁判官だけ何と申してやれといふことが何ページのどこに書いてあります。

○鹽野政府委員 御指摘のとおり、最高裁判所の裁判官だけといふふうに特定してゐる部分はないわけでございます。

○横山委員 大臣、お聞きのとおりですよ。最高裁判所の裁判官だけ何と申してやれといふことは、どこにも一行一句も書いてない。にもかかわらず、この法律關係の問題について、一番最初にこの意見書に沿つたと称して書いてくるのは、何にも書いてない最高裁判所の裁判官の退職金だけじゃありませんか。順序が間違つてゐるじゃありませんか。やりやうがけしからぬじゃありませんか。意見書を悪用してゐるじゃありませんか。どうですか。

○石井国務大臣 最高裁判所の判事に任用する人

たちを、どういふところからとるかといふと、裁

判所の判事の中から、あるいはまた弁護士の中

から、あるいは検察官を含む一般の人たちの中

から、学識経験者の人といふやうなところから合

せて十五名採用することになつてゐるのは御承知

のとおりであります。その中で弁護士の中から採

用して最高裁の裁判官になつてもらうといふ者

は、最高裁の判事にふさわしいといふのは、人

格、学識ともに備つた、だれが見てもこの人な

らばといふやうな人たちがなければならぬと思

ひます。そういう人たちが選んでお願ひ

をするにはどうしたらいいかといふことを、任用

上の問題としていろいろ考へますときに、この

人たちに何らかの特別な待遇をしなければなら

ないのではないかといふやうなことを考へまし

て、案を講じたのが今度の問題でございます。し

たがいますと、弁護士から最高裁の判事に採用

するにあたりまして、特にこういふやうなことは表

には出てまいらないのでありますが、精神はそう

いふことを受けて、最高裁といふものの權威を保

持するといふことに力をいたしたいといふ心持が

含まれてゐるといふつもりでございます。

○鹽野政府委員 臨時司法制度調査会における審議の状況は、坂本委員より御承知のとおりでございます。ただいま仰せのような趣旨で臨時の答申がなされているわけでございます。そこで、今回退職手当につきまして検討いたします段階で、もちろん下級裁判所の裁判官の問題につきましても検討の対象にはなつたわけでございます。しかしながら、先ほど来御説明いたしておりますように、最高裁判所の特殊性というものを基づきまして、今回は、最高裁判所の裁判官につきましてもこのような手当をいたしたわけでございます。この趣旨は、最高裁判所の特殊性に基づいて特例を設けるという考え方でございますので、その考え方をそのまま下級裁判所の裁判官にすぐ及ぼしては、別途さらに検討を進めていく必要があるのではないか、こういうふうな考えでいるわけでございます。

○坂本委員 大臣、その問題も、とにかく最高裁判所の裁判官は十五名でしよう。そのうちに弁護士から選べというのは、大体五・五・五で五名になつてゐる。それが実際このごろ少なくなつて三名になつてゐるわけだ。わずかに三名の方で、ところが、いま下級裁判所の裁判官が足りない。弁護士からその裁判官を求めても手がない。やはり退職金の問題も大きく影響しているんじゃないかという点も考えられてこの答申になつてゐると思うのです。ですから、考えるならば下級裁判所の裁判官に対して、いわゆる官僚でなくて、何年もつとめて退職金をもらうのでない弁護士から裁判官になる者に対しての退職金の問題を、まず先に考えて——裁判というものは、下級裁判所の裁判官がかりつばな裁判をしなければならぬ。実際上はあまりりつばな裁判はしてないといふことですが、いなければならぬといふことばならぬ。そのために考えられる問題があるわけだ。だから、わずか三名か五名の最高裁判所の

裁判官だけのことを先にやって、そうして多数の下級裁判官の任用について、ことに弁護士からの任用についての退職金の問題は大きく考えられると思ひますが、その点についての御所見いかがですか。

○石井国務大臣 なるほど下級裁判官の場合におきましても弁護士から裁判官になる人があり、またその人の待遇問題も別途考える必要があるかと思ひのてでございます。その問題につきましてもこれは下級裁判官全体の待遇をよくしようといふ問題とあわせて取組むべき問題と思ひます。あわせて研究いたします。

○神近委員 ちよつと関連して、いま弁護士から最高裁判に入る希望者が非常に少ない。——私も実はあとの質問でそのことに触れたいと思ひていたのですけれど、ちよつと聞いてチャンスだからこゝでお尋ねいたしますけれど、前に法務予算をとおとささい、国の大事を行行政機構が、国家予算の〇・何％というように低いのはだめじゃないかといふことを、横山委員もおっしゃつたし、私も申し上げたのは、その点にこだわつていたからです。これは最近ではありませぬけれど、ともかく優秀な弁護士が最高裁判に入ることを希望なさらないといふのは、その収入の点で非常に開きがあるといふことであつたのです。それでついでにちよつと出たところでお伺ひしますが、今度六・五倍ですか、そういうことに高めるといふことにあまり反発しないのは、もつと日本の裁判といふものに国民的な感情を加えるという意味で、私は民間におつて長く弁護士をした人がふえるほうがいと思ひのてすけれど、いままでの人事で、五・五・五のときにいつも補充ができていたかどうか、補充ができていなかったらどういふ状態だったか、それをお伺ひします。

○矢崎最高裁判所長官代理者 五・五・五の比率の問題についてでございますけれども、最初最高裁判所が発足のときは五・五・五でございました。その後佐野裁判官がおやめになりました、そのあとに穂積重遠教授が裁判官になりました。

結局それで五・五・五がくずれまして五・四・六と、こゝろなつたわけでございます。それからその後順次いろいろと変更がございまして、あるいはたいた委員が御指摘のような事情があつたかもしれないとせんですけれども、弁護士会からお出になる方が四人、裁判所から出た方も四人、で、あと七人が学識経験者というふうな時代もないわけではございませんでしたけれども、しかしながら、その比率が五・五・五というわけではなく、現在は裁判所出身の方が五名、弁護士出身の方が四名、それから学識経験者から出た方が六名といふような構成になつてゐるわけでござい

ます。○神近委員 その学識経験者というのが、ちよつと経歴が怪しいのでしよう。たとへば法務官僚でなかつたにしても、どこかの官僚がなつてゐるところで、それから日本の裁判といふものが、なかなか国民本位にならない。変な権力本位になつていくといふことが言われるのですけれども、その学識経験者といふ人たちの前身で、民間に長くいた人か、それともほかのたゞ外務省とか、あるいはほかの各省にわたつてゐるというふうな聞いておられますけれども、それはどういふ比率になつておりますか。細粋の民間人というものがかなり入つてゐられるかどうか、それもちよつとお伺ひします。

○矢崎最高裁判所長官代理者 ただいま私どものほうで、学識経験者から入りになつた方と申し上げておきます。お方は、前に衆議院、参議院の法制局長をなすつていらつしやいました、それからお入りになつた方お二人、それから大学教授からお入りになつた方お二人、それから検察官をなすつてお入りになつた方お二人、大体たたいま申し上げたような構成になつてゐるわけでござい

ました。それによれば、今日の日本における国家公務員並びに三公社を規制する退職金の法律の趣旨とするところは、第一に勤続報償の性格を持つてゐる。第二番目には、まあそれが太い線であるけれども、理論的には給与のあと払いという理論もないではないし、それから老後の生活保障という理論もあるであらう。しかし太い線としては勤続年数による報償といふものの考え方があつた。そのうたしますと、今回の最高裁判所の裁判官の退職金をかくも破格な増額をする理屈といふものは、今日までの退職手当の法律の中にはなかつたものだ。それは探せば一つや二つは理論的にはあるかもしれないけれども、原則的にはなかつたものと考へられるといふ私の意見を言つたのです。

それでこれは単に最高裁判所の裁判官だけの理論といふのではなく、先ほど大臣が御答弁なさつたように、下級裁判官も検察官もこれに準じて上げていくとおっしゃるのだから、そうすると退職金の理論について非常に問題が生じてくると私は考へる。もしも退職金といふものの性格が、この政府の今回の法律に基づいて、功績報償といふんですか、そういう性格が導入をされる、これはきわめて重要な意味がある。つまり最高裁判所の裁判官をもつて議論がされてゐるうちに、あらゆる上位の人々、上位の人々が得をするに、それにより下級国家公務員並びに三公社の下級公務員並びに退職者の退職金のあり方について非常な不利な状況になると考へられる、といふことを私は非常におそれるわけだ。

それともう一つは、先般申し上げたのですが、現在の国家公務員並びに三公社の退職金は、昭和三十四年制定のまゝになつてゐる。そうすると、いまから七年前である。この七年の間に物価は政府の統計をもつても、昭和三十五年を一〇〇とすると、いま一四七ですが、そういうふうに非常に放置されてゐる。したがつていま最も必要なことは、この物価高のときにやめる国家公務員並びに三公社の諸君が、一体どうやっていけばこれから生活をしていけるかといふことのほうが必要

性がある。法務省の話を聞けば、最高裁判所の裁判官が別に生活に困っておるわけではないんだ、それから退職金が少ないから手がないというわけではないんだ、要するにふさわしい退職金を差し上げたんだ、こういう御議論のようですね。私はそういう意味の退職金の増額と、今日物価高に困って、やめてもう一ぺん働かなければならぬというところの現場の諸君とのつり合いからいって、これはどうにもがまんがならぬと思つておる。あなたも先ほど途中でいらつしやつたのですから、私の質問の要旨を全部聞いていらつしやらないとは思ふけれども、法務大臣には所管の問題として、最高裁の検事総長はどうなるんだ、下級裁判所や検察庁の検事、判事、裁判官は一体どうなるんだ、そのつり合いがないというのをおかしいじゃないかということだけれども、あなたに聞きたいのは、もっと緊迫した、三月三十一日限り全国で、まさに数万人の人が国からあるいは県から市から町から村からやめていく、やめていく人の退職金のほうにさらにもっと必要の問題ではないか、それを一体総理府としてはどうお考えになつておるのかという二点について伺ひたいいたします。

○安井国務大臣 横山委員のお話の最高裁判所の判事の退職金につきましては、その任務の特殊性というよりなことから今回こういった法案ができただけでございまして、それにつきましても一般の裁判官、検察官あるいはさらにわれわれの直接担当いたしております一般公務員についての均衡はどうか、こういうお尋ねであらうかと存じます。

御承知のように退職金の問題は、昭和三十四年に退職年金制度に変わりました、いわば、退職金そのものが一般公務員にとっては生活の直接のかたというより、長年勤務した人に対する報償というよりなことで、民間の処遇とも対比をして今日きまつておるようなわけでございます。そういうような意味から、私ども、これが民間のそういう退職金の制度と著しい差ができてくるような場合には、常に気をつけて今後修正すること

を検討していかねければならぬと思つて、これは常に民間との格差といひますと比較を心がけておるような次第でございまして、いづれそういう問題につきましても、これは裁判所あるいは検察庁だけではございまして、一般民間の問題についても、これからは十分検討していかねければならぬと思つております。

○横山委員 私の言つてゐることに十分お答えにならぬのですけれども、この法案はあなたのほうに御相談があつたのでしよう。

○安井国務大臣 退職手当という意味では御相談をいたしました。

○横山委員 もしも、最高裁の裁判官にふさわしい退職金制度ということではなくて、その前段の最高裁の裁判官にふさわしいといふところまでいくならば、当然これは給与の問題だと思つてゐる。現在の日本における退職金制度といふものは、やめるときに給料に対してどれだけかかるかといふところが根幹になつてゐるわけですね。こちらのかかるパーセンテージはみんな一定だといふことになる。だから、もしも裁判官の労働にふさわしいといふことであるならば、論理的に給与でなければならぬ。こちらの率を直すといふことはおかしい。給与を上げて、その給与にもたれて、みんな同じような比率を年数に応じてかけていくといふことが論理的に筋が通つてゐると私は思う。あなたはそう思いませんか。

○安井国務大臣 そういう面は確かにあらうと思ひます。給与につきましては、御承知のように最高額が出てゐるわけでございます。ただ最高裁判所の特殊の任務を持った方が一定年限をおつとめになつた場合、その職務の重大性に應じて、またその身分の特殊性に應じて、退職手当を格別のものに差し上げるということも、これはあつていいのじやないかと私も思つております。

○横山委員 あなたもあとになつて問題が、いまここで言われていることが、どんな変化をもたらずか気をつけて言つてもらひたい。もしも最高裁判所の裁判官は特殊なパーセンテージの比率を受

ける、その職にふさわしい比率だといふならば、今日の国家公務員並びに三公社の職員の退職手当についても同じような理論が出来ますといふことなんです。何も最高裁判所の問題だけであつたその理論は成り立たぬといふことはないのですから。そうしますと、最高裁の長官がそうなら、検事総長があつてよろしい、何々もあつてよろしい。ふさわしい、ふさわしいといふことの比率についてその特例を設けるならば、あに最高裁判官のみならずやといふことになることをあなたは含みの上でおつしやるわけですか。

○安井国務大臣 どういうところまでそういうものが広がつてまいりますかは別にいたしまして、いろいろ検討の結果、非常に特殊性を見るべきものがあるといふことになりましたれば、それはそれなりに考慮する必要もあるのじやなからうかと思ひます。

○横山委員 そういうことになれば、ますます私は最高裁判所の裁判官の退職手当に反対をいたします。身をもって反対いたします。そういう理論が今後退職手当の中へ導入され、そして現在の退職手当法に——給料の多寡はしかたがない、しかし比率については何人も二十年について二一%、二六%、三一%といふふうの何の例外もなくいまきめられてゐるはきめられてゐるだけの理由がある。最終俸給が、人によつて違ひ、さらに比率によつて職によつて違ひ。私は、二重に退職金の額を人によつて、職によつてふやそうといふことは、これはたいへんなことになると思ひます。あなたはいまこの法案に対して法務省に義理を立てておつしやるというのなら別だけれども、退職金そのものについてそのような理論をあなた自身が考へになる、そのよつて来たる淵源は最高裁の退職金の法案を通さんためである、そうならば今後自分のほうの法案をつくるにきつてもこのようなやり方をするといふことなれば事はますます重大だ。私はこういうことに賛成できません。

あなたは、私の質問の第一の国家公務員並びに三公社の退職金制度、これはこの七カ年間放置され

てゐるのですが、いつこの比率を変えてくださるのですか。

○安井国務大臣 御承知のように、一般の国家公務員あるいは一般の公務員につきましては退職年金による生活保障を主眼にいたしまして、長年つとめたことに対する報償のような意味の退職金制度でございまして、これはまたそれなりに民間の一般の水準その他と比較いたしまして格差が出る場合には修正しなければなりません、現在ただいまのところ、直ちにその率を修正するような具体的なデーターがあるとは思つておりません。

○横山委員 いま国家公務員の組織から退職金の増額の要求が出てゐることは御存じでございませうか。

○安井国務大臣 要求が出ておりますことは承知しております。

○横山委員 その内容はどういうものですか、大まかにいって。

○安井国務大臣 内容は具体的に承つていないように思つております。大幅に退職金についても値上げするように、こういう御要望のように承つております。

○横山委員 それに対してあなたはどのような御答弁をなさつていらつしやるのですか。

○安井国務大臣 これは先ほどもお答えいたしましたように、民間の給与水準、と申しますより、退職手当の水準と常に比較をしております、それが相当な格差が出るようだと当然退職金も直さなければならぬと思つております。

○横山委員 いま民間と国家公務員並びに三公社との比率はどんな状況になつていますか。調査の中間報告でついでですか伺ひたい。

○安井国務大臣 政府委員からその点答弁いたさせていただきます。

○秋吉説明員 ただいま的確な資料は手元に持ち合わせておりませんが、私の記憶で申し上げさせていただきます。私の記憶によりますと、またあとで訂正させて

いたたくもしませんが、勤続三十年で大体二百七十万円が国家公務員の場合でございます。それから民間の場合でございますが、これは私の記憶でございますけれども、大体二百十萬程度じゃなかったかと思ひます。

それからそのほかに、御承知のように民間の場合には退職年金が厚生年金でございます。もちろん調整年金の制度が今後でましようが、現段階では国家公務員の場合は共済年金でございます。これは制度的に共済年金が有利であるということでございます。

○横山委員 あらましていいですが、いまのあなたのほうの民間との比較の調査の資料を出していただけますか。

○秋吉説明員 調べまして、極力そのようにいたしたいと思ひます。

○横山委員 法務省にお伺いしたいのですけれども、今回の六・五倍というのは何に基準をおとりになっておきめになったのですか。

○鹽野政府委員 御指摘のように、今回の退職手当の特例は百分の六百五十という数が出てゐるわけでございます。これは先ほど来申しましたように、最高裁判所の特殊性に基づきまして、特別の退職手当の計算をするというのを考えたわけでございます。退職手当という以上は、おのずから何らかの限度があるわけでございます。それから、国から支給する関係でございますから、財政面の配慮というものも考慮に入れなければならないわけでございます。いろいろな要素がからみ合ひまして、落ちついたところが百分の六百五十ということでございます。厳密な、数学的な計算に基づいたものではございません。ただ、その考え方の一つといたしまして御紹介申し上げますと、従来の最高裁判所の裁判官であられて退職なさった方、その在職期間の平均を見ますと、七年余りという計算になるわけでございます。そこで、退職手当の最高限は六十倍ということでございます。で、六十倍をどこに持つていくかということで、大体平均よりも少し長目のところで十年というところを見まして、そこで、退職手当の最高限に達するといふ考え方をいたしましたわけでございます。この十年と申しますのは、すでに御承知のとおり最高裁判所の裁判官につきましては任期の定めがないわけでございます。十年ごとに国民審査を受けるということになっておりますので、在職の期間が十年が一つの基準になるというのを考へ方もできると思ひつてございまして、そこで、十年というのを基準にいたしまして、十年おつとめになると退職手当も最高限に達するといふふうに考へましてこれを計算いたしますと、百分の六百五十でちょうどよいという計算になつてまいるわけでございまして、そのようないろいろな考慮のもとに百分の六百五十という数に到達いたしましたわけでございます。

○横山委員 公社や公団の役員の退職手当の均衡をはかつたということはありませんか。

○鹽野政府委員 公団、公社の役員の退職手当の制度は一つの参考にはなつたわけでございまして、おのずから職責等も違ひますので、必ずしもそれにならなければならないというのではないかと考へております。

○横山委員 外国における最高裁判官の退職金はどういう制度になつておりますか。

○矢崎最高裁判所長官代理者 退職手当は、特別な退職手当を支給するという例はないように承つております。

○横山委員 あたりまえのことです。しかしらば外国の最高裁の裁判官——私も同僚議員と去年ずつと見て回つたのですが、日本における退職金というのとは日本独自のものでありますけれども、それはそれなりに歴史的な習慣があるけれども、しかし、さらにその上をこして、最高裁の裁判官だけが、給料にあらずして退職金でかくも破格の処置をするべき理由というものが私はどう考へてもわからぬ。もしもやるとするならば、給与を上げる、それがオーソドックスなやり方ではないか。給与でどうしていかぬのか。なぜ退職金でなければならぬのか、その理由を聞かしてもらいたい。

○矢崎最高裁判所長官代理者 ただいま手元に資料がございませんので、明確な金額を申し上げることができませんので、明瞭な金額を申し上げることができないのでございまして、アメリカ、イギリス等におきまして最高裁判所の裁判官の俸給は、非常に高い数字でございまして、そして具体的にアメリカ等におきましては、その給与がずっと引き続いて裁判官をやめられてももらわれるというふうな関係になつてゐるようについているわけでございまして、その金額が非常に高い金額であつて、そしてほんとうの終身官でやめられてもそれを受けるというふうな関係にございまして、いろいろな各国法制の差異はございまして、いろいろ点から考へまして、私どもこの特例にお認めいただけるような線が非常にけつこくな線ではないか、こう考へてゐるわけでございまして。

○横山委員 私の質問はまだ続くのですけれども、同僚委員もお待ちかねでありますから、私は一応きょうはこれで終つてしまつて、ほかの方に引き継ぎます。

○坂本委員 関連して総務長官にお尋ねするわけですが、公社、公庫役員の退職手当の支給に関する基準というのがあるわけですが、それによりまして、これは月計算になつておりますから年にしますと、七百八十になるわけですね。そうすると、今度の最高裁判所の裁判官は六百五十ですから低いわけですね。ただいま調査部長の答弁では参考にしたということですが、こういう点については全然考慮をせずに、ただ最高裁判所の裁判官の特殊性というものがさつきから盛んに言われてゐる。その特殊性に基づいて考慮された。——やはりいかに特殊性がありましてこれは国民の税金から金をやるわけですから、アンバランスその他等も考へてどういふ特例法なんかをきめなければならぬと思ひますが、その点について考慮を払われたかどうか。その内容がございましたらその内容等について承つておきたい。

○安井国務大臣 いま御指摘のように公社、公社につきましては、いまここで御審議願つております

最高裁判所の手当率よりさらに上回るものが規定されておるようであります。ただ、これは俗説といひますか、普通雑誌の露出の語でございまして、一般の公営企業体の役員でさへこの程度出たおのだから、最高裁の裁判官についてもある程度相当額を見るべきじゃないかというふうな、これは一般に雑誌の露出の語は出ております。しかし、公営企業体のほうは、何と申しまして企業体でございまして、最高裁判所の裁判官がそれと同じでなければならぬという議論にはなるまいというので、おそらく若干下回つてきめられてゐるものだと思つております。

○石井国務大臣 公社の場合が大体百分の七百八十くらいですかね。最高裁の場合は六百五十ということであります。ただし、これは安井長官の話のように参考にしたという程度で、これがそれ以上上回るとか下回るとかいうように厳格な比較をとつたわけではないと私も承知してゐるわけでございまして。片一方はビジネス、片一方は役人というふうなところで、このくらのところが適当なところじゃないかというふうな——最後は、もちろん公社の、いろいろなものを参考にして、腰だめで、こゝからなら相当高く出して、そして、このくらの出せばいい人を得やすいのじゃないかというところ、そして、こゝやつてもあまり突拍子もなく支給するということにもならぬであらうし、また、あんまり少なくもならぬであらうというふうなところで、このくらの話し合ひがついたと思つております。

○坂本委員 関連でありますから、もう一点だけお聞きいたしますが、なお、この問題については、私としても別に御質問をしたいと思ひます。ただ、ここで、関連として総務長官に承つておきたいのは、公社、公社の總裁の方、大体四十万ですから、俸給は最高裁判所の長官と同じだと思ひます。そうしますと、幸いここにたくさん資料は集めてまいりましたが、公社、公社がたさんありまして、その月給は四十万が最高で、三

十二万とか、サラリーマンから差し押えをするという育英会の会長も月給は二十五万という金をつておるわけですね。こういうような人は、調べてみまうと、大体大蔵官僚とかあるいは建設官僚とかで、一回退職金をもらつてゐる。それで、さっきのような本質からいいますと、もう月給なんかもらわぬでも、国民のために奉仕するのだから、いいじゃないかとも思われますが、それはまた別といたしまして、一回退職金をもらつて、そうして高額な月給をもらつて、最高裁判所の裁判官にいたしても、経歴を見ますと、長年判事をやつたり、検事をやつたり、その他の大学の教授も、やはり公務員として月給をもらい、退職するときは退職金をもらつて、そして最高裁判所に出て最高裁判所の俸給をもらつてゐる。そこで今度はまた退職するときの特例法によるわけですが、これに対する調整は附則としてできているようでありまして、その附則の点についてはまた別に質問をいたしますけれども、いずれにいたしましても、一回退職金をもらつて、そうして高額な俸給をとつてゐる。これは、最高裁判所の裁判官よりほかの公団、公社の役員のほうがかえつて有利に、高額な月給をもらつてゐるじゃないか。それが、やめるときには、公団、公社の關係は百分の七百八十、この特例法は六百五十、こうなるわけですね。そうして、一番特殊事情とおしやる弁護士から最高裁判所の裁判官になられた方が、この資料によりますと、ほんのわずかしが退職するときはもらつていないわけですね。というのは、弁護士の期間は長くて、それは退職金もないものだから、白紙になつてゐる。だから、特例法では六百五十もらえるというに比べれば、十年間も最高裁判所の裁判官をしてあげれば相当の額がもらえる。そういうわけで、裁判官とか検察官をやつて、やめられて、なお最高裁判所の裁判官をやめられた方は二千何百万、相当高額のあれが出るわけですね。そういう点のアンバランスの調整が、どうもこの特例法では最高裁判所の裁判官の中でもできていない。さらに、公団、公社の總裁、役員、この人た

ちの七百八十というのは、六百五十より百上だから、アンバランスの調整がどうもできていない、こういうふうに見えるわけですが、こういう点について、さらに本特例法案をつくるにあつて考慮されたかどうか。総務長官のほうは、そういう点について、やはり国家全般の立場から、給与の問題あるいは退職金の一般の立場から、この法案についての意見を述べられたかどうか。全然相談がなくて、無視されてこの法案ができてゐるかどうか。そういう点をこの際、両大臣に承つておきたいと思ひます。

○安井國務大臣 先ほど横山委員にお答えしましたように、この法案がつくられます過程におきまして御相談を受けまして、六百五十にしたい、こういうお話を、私も諸般の事情上まあ妥当であらうと考へたわけでございます。そして、その際に、いろいろ世間話として言われております、でき得れば公団役員並みに、最高裁の裁判官であるから、その程度はしてあげていいのじゃないかと思うのだというような話は雑談としては出ております。ただ、これは、何といつても採算制をとつてゐるいまの企業体の役員と、こういった最高裁判所の裁判官とでは、――若干それを下回つてもやむを得ないじゃないかというふうなつもりから、その下回つた程度で定められることが妥当であるうと私も考へたわけでございます。

○石井國務大臣 大体いま安井長官のお話の程度に私は考へ、話し合つた程度でございます。そこまで行く、またこういうふうな案になりました順序等につきましても、政府委員からできるだけ詳しく御説明申し上げたいと思ひます。

○矢崎最高裁判所長官代理者 この退職金の予算につきましても、裁判所の予算に計上されることに相なるわけでございます。したがひまして、裁判所の事務当局といたしましては、もちろん予算の所管庁に対していろいろ折衝をいたしまして、その趣旨等ももちろん御説明申し上げ、また一方、法案の關係では法務省の御所管にも相なりますので、法務省の所管の調査のほうとも法案關係につ

いては密接な連絡をとりまして、そしてこのような結論に到達していただいた次第でございます。○坂本委員 どうも私はまだ納得できませんが、あと神近委員もおられますから……。この問題はやはり最高裁判所の裁判官だけ浮き彫りにしてこれを判定すべきじゃないかと思う。やはり政府側において、われわれの質問によつては、もつというろなことが考慮されたかと推測するわけですが、われわれとしても、単に最高裁の裁判官の退職手当の問題ですが、これはたまたま申しましたように公団、公社との非常な関連がありますから、やはり国家の金というものは国民の税金ですから、その点についてはなお十分掘り出して質疑を申し上げましてやりたいと思ひますから、本日は関連ですからこれで打ち切つておきたいと思ひます。

○大久保委員長 神近君。○神近委員 いま法務大臣は参議院においてならなければならぬというので、私は、二点だけちよつと大臣のお心がまえというのか、伺いたいと思ひますが、大臣はこの間、九日の法務省會議室の全国次席検事会同で、人間と人命の尊重ということをやつてゐます。私は人命尊重というにこれに比べれば、交通の問題とかあるいは防火対策とかいろいろあると思ひますが、裁判による人間の無視ということが日本ではかなりひどいのじゃないか。それで少しきよは大臣にお伺ひしたいと思つたのですけれども、ともかく時間がなかつたので、二点だけ所信を伺わしていただきたいと思います。

この人命尊重、あるいは人間尊重ということが、一年とか二年とかいうような御在任の間、通すことができるとお考へになつてゐるか、それは合ひことばで、作文で、言ひつばなしで、次々に変わつていらつしやるというのだつたら、日本の裁判制度はよくならない。いま、いろいろ批判を持つてゐることは――大臣がおいでにならなかつたらそれぞれの方に何おうと思つたのですけれども、この人間尊重というのはどの程度買かうという決意を持つておいでになるか、私その点お伺ひさせて

いただきたいと思います。○石井國務大臣 人間尊重の一番大事なこととは人命の尊重だと思つております。そのために私どもは、どうやつて人の命を守つていくかということにできる限りの努力をいたしてゐるつもりでございます。このごろ日常茶飯事のように起こつております交通事故などというものを少なくして、そうして毎日毎日報道されます交通事故による死傷を少なくするということ、それから犯罪が起ることをないやうに、また起こつたら、そういう起した人たちが早くこれを改めて、再びまたそういう罪を犯さないやうにという方向で、矯正保護というほうに力を入れていくということには、私もあらゆる力を注いでいくべきだというので、部下を奮励して一生懸命やつてゐるつもりでございます。今後ともそのつもりでございます。

○神近委員 それで、あなた自身の御自信のほどはわかつたと思ひます。いまいろいろ伺つてみると、あなたの關係ですけれども、一体法務大臣というものは最高裁あるいは検事局、こういうものについて御自分の意見あるいは批判というものは行なわれることのできるやうな権利を持つていらつしやるかどうか、それを伺つておきます。

○石井國務大臣 裁判所は私も完全に独立してゐる機關でございます。司法、立法、行政、御承知のように裁判は一つの部門でございます。最高裁判所長官のもとに統率されておられます。これに私も行政部門の者から何ら容喙することはできないことになつてゐるわけでございます。何らかの意見がありますれば、意見は何らかの方法によつて開陳する道はあると思ひますが、それが、それだけでございまして、それから検事総長は機關として私の部下でございます。したがひまして、検事の問題等につきましては、私が検事総長を指揮することができるとしては、私

が検事総長を指揮することができるとしては、私

が検事総長を指揮することができるとしては、私

が検事総長を指揮することができるとしては、私

が検事総長を指揮することができるとしては、私